

江府町告示 第 9 号

江府町被災者住宅再建等支援金交付要綱を別紙のとおり告示する。

令和8年1月30日

江府町長 白石祐治

江府町被災者住宅再建等支援金等交付要綱

令和 8 年 1 月 30 日

告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、江府町被災者住宅再建等支援事業助成条例(平成 17 年江府町条例第 109 号。以下「条例」という。)第 3 条第 1 項第 1 号に規定する被災者住宅再建等支援金及び同項第 2 号に規定する被災者住宅修繕促進支援金(以下これらを「本支援金」という。)の交付について、江府町補助金等交付規則(平成 17 年江府町規則第 44 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本支援金は、条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する指定自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に対して助成を行うことにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的として交付する。

(交付申請の時期等)

第 3 条 本支援金の交付申請は、江府町被災者住宅再建等支援金交付申請書(様式第 1 号)又は江府町被災者住宅修繕促進支援金申請兼請求書(様式第 2 号)によるものとし、町長が別に定める日までに行わなければならない。

2 前項の交付申請に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、修繕前後の写真及び契約書等の写しは、申請の時点で補助事業に着手又は完了している場合のみ添付するものとする。

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊 (被害 1 0%以上)	擁壁等	修繕促進 支援金(軽 微被害 1 0%未満)
罹災証明書の写し	○	○	○	○	—	○
被災状況写真	—	—	—	—	○	—
修繕前後の写真	—	—	○	○	○	—
契約書等の写し(半壊、一部損壊又は擁壁等にあっては、修繕費用の分かる書類の写し。擁壁等にあっては、江府町被災者住宅再建等支援金事	○	○	○	○	○	—

業計画(報告)書及び収支予算(決算)書(様式第3号)を併せて添付すること。)						
補修工事の計画図及び補助対象範囲の面積が分かる図面	—	—	—	—	○	—
世帯全員の住民票の写し(単身世帯の場合を除く。)	○	○	○	—	—	—
支給対象である宅地の土地の所有者が分かる書類	○	○	○	○	○	—
誓約書(様式第4号)	○	○	○	○	○	○
同意書(様式第5号)(管理者又は占有者が申請する場合に限る。)	○	○	○	○	○	○

(交付決定の時期等)

第4条 本支援金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 申請の時点で補助事業が完了している場合は、第7条に定める実績報告の提出は不要とし、前項の交付決定と併せて第8条に定める額の確定を行うものとする。

3 本支援金の交付決定通知は、江府町被災者住宅再建等支援金交付決定通知書(様式第6号)又は江府町被災者住宅修繕促進支援金支給決定兼確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第12条第1項ただし書の町長の定める軽微な変更とは、本支援金の増額を伴う変更をいう。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第13条ただし書の町長が特に認めた経費の支出である場合とは、全ての補助事業に係る場合をいう。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第18条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第 18 条に規定する報告書は、江府町被災者住宅再建等支援金事業完了届(実績報告書)(様式第 8 号)によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	擁壁等
罹災証明書	○	○	○	○	—
修繕前後の写真	—	—	○	○	○
契約書等の写し(半壊、一部損壊又は擁壁等にあつては、修繕費用の分かる書類の写し)	○	○	○	○	○
補修工事部分の面積及び補助対象範囲の面積が分かる完成図	—	—	—	—	○

- 3 江府町被災者住宅修繕促進支援金については、規則第 18 条の規定による実績報告を必要としない。

(額の確定の時期等)

第 8 条 町長は、江府町被災者住宅再建等支援金について前条の規定に基づく実績報告を受理したときは、その内容を審査し、速やかに額の確定を行うものとする。

- 2 江府町被災者住宅修繕促進支援金については、第 4 条第 3 項に定める交付決定をもって額の確定とする。

(支援金の支払)

第 9 条 江府町被災者住宅再建等支援金は、原則として、規則第 21 条に定める支払請求の日から起算して 20 日以内に支払うものとする。

- 2 江府町被災者住宅修繕促進支援金は、原則として、額の確定の日から起算して 20 日以内に支払うものとする。

(町長が別に定める事項等)

第 10 条 条例別表において町長が別に定めるとしている事項等は、次の事項によるものとする。

- (1) 条例別表第 1 項対象事業の欄における町長が別に定める賃貸住宅は、発生日において居住する賃借人のある賃貸住宅であつて、その所有者が個人又は中小企業者等であるものとする。
- (2) 条例別表第 1 項対象者の欄における町長が別に定める居宅の所有者は、個人又は中小企業者等とする。なお、契約条項又は慣例により賃借人が補修することとされている賃貸住宅の場合は、賃借人を居宅の所有者とみなす。

- (3) 条例別表第6項及び第7項給付金の額の欄における補修に要する経費は、当該補修に要する費用から仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除いた額とする。
- (4) 条例別表第8項対象事業の欄における町長が別に定める構造物は、崖又は盛り土の側面の崩落を防ぐために造られる石垣、ブロック積、コンクリート造等の構造物(第3条、第7条及びこの条において「擁壁等」という。)とする。
- (5) 条例別表第8項対象事業の欄における住宅に重大な損害を及ぼすおそれがあるものは、当該住宅からの水平距離が、当該擁壁等の高さに1.5を乗じて得た長さの範囲内にあるものをいう。
- (6) 条例別表第8項対象者の欄における町長が別に定めるものは、当該構造物の属する土地の所有者、管理者又は占有者である個人又は中小企業者等とする。
- (7) 条例別表第8項給付金の額の欄における補修に要する経費は、指定自然災害により被害を受けた擁壁等の破損部分の両端に原則として1メートルを加えた長さを限度として当該破損部分の復旧に必要な補修工事に要する額(ただし、当該破損部分の面積1平方メートルにつき4万円を乗じて得た額から仕入控除税額を除いた額(1,000円未満は切り捨てる。)を限度とし、30万円未満のものを除く。)とする。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

江府町被災者住宅再建等支援金 交付申請書

年 月 日

江府町長 様

申請者（原則として世帯主とする。）

住所

氏名

印

指定自然災害により被災した（居宅に代わる住居の新築・購入、居宅の補修、擁壁等の補修）をしたいので、江府町被災者住宅再建等支援金等交付要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請金額

円

支援金の種類	被災者住宅再建等支援金 (対象事業：別表第 項)
交付対象事業費 (事業費算定基準額[見込み])	円
申請額	円
添付書類	江府町被災者住宅再建等支援金等交付要綱第3条第2項に定める添付書類

※1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

※2 対象事業は、江府町被災者住宅再建等支援事業助成条例別表の各項による。

様式第2号（第3条関係）

江府町被災者住宅修繕促進支援金 申請兼請求書

年 月 日

江府町長 様

申請（請求）者（原則として世帯主とする。）

住所

氏名 印

江府町被災者住宅再建等支援金等交付要綱第3条第1項の規定により、支援金の支給を受けたいので、次のとおり申請及び請求します。

記

申請（請求）金額 円

添付書類 江府町被災者住宅再建等支援金等交付要綱第3条第2項に定める添付書類

- ・罹災証明書の写し
- ・誓約書（様式第4号）
- ・同意書（様式第5号）（管理者又は占有者が申請する場合に限る。）

様式第3号（第3条関係）

江府町被災者住宅再建等支援金  
事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業計画（報告）

対象事業	擁壁等（江府町被災者住宅再建等支援事業助成条例別表第8項）
擁壁の復旧工事の住所	
事業完了（予定）年月日	年 月 日

2 事業収支予算（決算）

(1) 収入の部

区分	予算額（決算額）	備考
自己財源	円	
町補助金	円	
その他	円	
合計	円	

(2) 支出の部

区分	予算額（決算額）	備考
擁壁等補修工事費	円	補助対象外経費を含む。
合計	円	

(3) 町補助金予算（計算）書

補修等工事費 ①	円	補助対象外経費を含む。
交付対象部分の復旧等工事費 ②	円	
交付対象部分の擁壁等の面積 ③	m <sup>2</sup>	
③に4万円を乗じて得た額 ④	円	
算定基準額（補助対象経費）⑤	円	②又は④のいずれか低い方の額とし、かつ30万円以上であるもの。
町補助金額（⑤×2/3）⑥	円	

様式第4号（第3条関係）

## 誓約書

江府町被災者住宅再建等支援金等（以下「本支援金」という。）の申請に当たり、対象となる住宅は、指定自然災害の発生前日時点において、私が、所有者又は所有者の3親等以内の親族として、生活の本拠としていた居宅に相違ないことを誓約します。

なお、上記の事項が事実と異なることが判明した場合には、本支援金の交付決定が取り消され、本支援金を返還することについて一切異議を申し立てません。

年 月 日

（申請者）

住所

氏名

印

様式第5号（第3条関係）

同意書

申請者が管理し、又は占有する住家・擁壁等は、 年 月 日に発生した指定自然災害発生において被災し江府町被災者住宅再建等支援金等の支給を受け、事業を実施することについては、所有者である私との合意により、申請者が行うことについて事実と相違ありません。

■住宅再建・擁壁等補修の場所：

江府町長 様

年 月 日

申請者（管理者又は占有者）  
住所

氏名 ⑩

被災宅地の所有者  
住所

氏名 ⑩

様式第6号（第4条関係）

江府町被災者住宅再建等支援金 交付決定通知書

年 月 日

申請者氏名 様

江府町長

印

年 月 日付けで申請のあった標記支援金について、江府町被災者住宅再建等支援金等交付要綱第4条第1項の規定により下記のとおり交付決定したので、同条第3項の規定により通知します。

(1) 対象事業	別表第 項
(2) 交付対象事業費 (事業費算定基準額)	円
(3) 交付決定額	円

- ※1 後日、補修の現地確認をする場合がありますので御承知ください。
- ※2 対象事業は、江府町被災者住宅再建等支援事業助成条例別表の各項による。

様式第7号（第4条関係）

江府町被災者住宅修繕促進支援金 支給決定兼確定通知書

年 月 日

様

江府町長

年 月 日付けで申請（請求）のあった標記支援金について、江府町被災者住宅再建等支援金等交付要綱第4条第1項の規定により下記のとおり決定及び確定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

支給決定（確定）額 円

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

江府町長 様

住所

氏名 印

江府町被災者住宅再建等支援金事業完了届（実績報告書）

年 月 日付け 号をもって交付決定通知（交付内示）のあった

下記事業について完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

対 象 事 業	別表第 項	
着 手 年 月 日		
完 了 年 月 日		
交 付 決 定 （ 内 示 ）	交付対象事業費（算定基準額）	交付決定（内示）
	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円
添 付 書 類	江府町被災者住宅再建等支援金等交付要綱第7条第2項に定める添付書類	

※ 対象事業は、江府町被災者住宅再建等支援事業助成条例別表の各項による。